

～ 企業主導型保育施設を利用される(利用中の)方へ ～

1 子どものための教育・保育給付支給認定証の発行について

子どものための教育・保育給付支給認定証(以下、認定証とする)を発行するためには、施設利用開始日(認定希望日)までに練馬区へ保育の必要性の認定を申請する必要があります。施設利用開始日(認定希望日)までに保育課保育認定係へご提出ください。

- ※ 必ず施設と保護者間で入園手続きを済ませてから認定申請をしてください。
- ※ 申請書等を受理後、認定通知書と認定証を発行するのに2週間ほどかかります。
- ※ 施設利用開始日(認定希望日)を過ぎてからの申請の場合、提出書類を練馬区で受理した日からの認定となります。

施設利用開始日(認定希望日)に遡及して認定することはできません。

2 提出書類

①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①②③(※③は確認事項)

②保護者それぞれの保育を必要とする事由を証明する書類

※事由ごとの必要な書類については「3 保育を必要とする事由を証明する書類」をご確認ください。

③マイナンバー記入用紙(郵送・窓口で提出の方)

※オンライン申請は、ぴったりサービスにてマイナンバーを提出していただきます。

3 保育を必要とする事由を証明する書類(保護者それぞれの書類が必要です。)

認定事由		認定の有効期間	保育必要量	添付書類等
就労	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態である場合 ※正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態は不問。	就労している期間	標準時間 または 短時間	【雇用されている方】 ・『就労証明書』 ※勤務時間が不規則な方は、直近3カ月分のシフト表、スケジュール等も添付してください。 【自営業主の方(雇用形態が役員・自営業専従者・家族従事者・内職業務委託で証明者が保護者本人の方)】 ①『就労証明書』 ②直近の確定申告書第一・第二表の控えのコピー、または直近の源泉徴収票のコピー ※②のいずれも提出ができない場合は、認定希望日の前年度4月1日以降に届出または証明された開業届、営業許可証または履歴事項全部証明書のいずれかのコピーをご提出ください。認定希望日前年度4月1日に届出または証明された開業届等とともに、認定希望日の前月1日以降の収入がわかる資料(契約書・請求書・領収書の控え)のコピーをご提出ください。
妊娠・出産	出産のため保育が困難である場合	出産(予定)日の2カ月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	標準時間	・母子健康手帳の分娩予定日を記載したページのコピー(練馬区の場合P.4)
疾病・負傷・障害	入院、精神性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合、障害者手帳(身体1~4級、愛の手帳・療育手帳1~4度、精神1~3級)等の交付を受けている場合	保育を必要とする期間	標準時間	・診断書(家庭で保育できない旨と療養期間の見込みが記載されたもの)または障害者手帳等のコピー ※カード式の各手帳をお持ちの場合はカードの両面をコピーしてご提出ください。
介護・看護	月48時間以上の介護・看護が常態である場合	保育を必要とする期間	標準時間 または 短時間	・『介護・看護状況申告書』および被介護者に関する書類(障害者手帳のコピー等)
災害復旧	災害(火災・風水害等)の復旧に当たっている場合	保育を必要とする期間	標準時間	・罹災証明書のコピー
求職活動	月12日以上、かつ、1日4時間以上の求職活動が常態である場合	最大3カ月(再申請を含め、それ以上の延長はできません)	標準時間	・添付書類なし ※申請書③の求職の状況をご記入ください。 ※求職活動の実績のわかる書類を求めることがあります。

就学	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学が常態である場合	卒業または修了予定日の属する月の末日まで	標準時間 または 短時間	・『就学状況申告書』 または在学証明書（学生証）および時間割のコピー ※原則として、学校教育法に定める教育機関および職業訓練施設に限ります。
育児休業	原則として、育児休業を取得したまま新たに認定を受けることはできません。 ※例外的に育児休業取得中に認定できる場合があります。 「4 育休中の申請について」をご参照ください。	育児休業対象児童が満3歳に達する日の属する年度の3月31日まで ※「満3歳に達する日」とは、3歳の誕生日の前日をいいます。	標準時間	・『就労証明書』（育児休業取得期間が記載されたもの）
不存在 (ひとり親)	-	-	-	【離婚、死別、未婚の場合】 ・保護者の戸籍謄本、離婚届受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親医療証（マル親医療証）等のうち、いずれか1点のコピー 【離婚調停中、離婚裁判中、離婚協議中の場合】 ・離婚調停、離婚裁判関係書類のコピー、または弁護士が発行した離婚協議中であることを証明するコピー

4 育休中の申請について

原則として育児休業を取得したまま認定を受けることはできません。認定を受けるためには、認定月中の復職が必須となります。

※育児休業を取得したまま新たに認定を受けることができるのは、以下の場合に限ります。

- ・認定申請児以外の育児休業の取得前から企業主導型保育施設を利用しておらず、育児休業取得中も同一の企業主導型保育施設を利用する。
- ・認定申請時以外の育児休業取得時に既に利用している保育施設・地域型保育事業等を3月末に卒園し、4月から企業主導型保育施設の利用を開始する。

5 3号から2号認定への切替申請について

教育・保育給付認定申請書①②③、父母の保育を必要とする事由が確認できる書類(上表に該当する書類)を、3号認定の認定期限日を迎える前に、保育課保育認定係までご提出ください。

6 求職活動を理由に認定申請する場合について

求職活動中による認定期間は、最大3カ月です。再申請を含め、求職活動要件で続けて認定することはできません。

7 提出方法について

(1) 郵送：〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区保育課保育認定係

(2) 電子申請

LoGo フォームを利用した電子申請でも受付いたします。

※マイナンバー記入用紙は、LoGo フォームに添付できません。

ぴったりサービスにてマイナンバーをご提出ください。

(3) 窓口：練馬区 保育課 保育認定係（練馬区役所本庁舎10階）

：各総合福祉事務所相談係（光が丘、石神井、大泉）

※受付時間：平日の8時30分～17時15分

【練馬区公式ホームページ】

右の二次元コードを読み込むと区ホームページにアクセスでき、子どものための教育・保育給付認定の申請に必要な書類のうち、区の様式（『就労証明書』等）をダウンロードすることができます。



オンライン申請用
LoGo フォーム



保育園等申込書および
各種書類ダウンロード